

訓令、例規通達及び一般通達の公表要領の制定について

平成 18 年 11 月 1 日
例規（文）第 60 号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 18 年 11 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、訓令、例規通達及び一般通達の公表について（平成 13 年例規（文）第 59 号）は、廃止する。

別添

訓令、例規通達及び一般通達の公表要領

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、千葉県警察の文書に関する訓令（平成 20 年本部訓令第 22 号）第 9 条に定める訓令、例規通達及び一般通達（以下「訓令等」という。）を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表する訓令等

(1) 訓令等のうち、千葉県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的、補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものとする。

なお、公表する訓令等に当たらないものの例は、次に掲げるものが挙げられる。

ア 千葉県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、休養等）に関するもの

（例）職員の勤務時間等に関するもの

職員の給与の手續に関するもの

予算執行の手續に関するもの

イ 専ら技術的、補足的事項を定めるもの

（例）電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記載要領等）

(2) 前記 (1) により、公表する訓令等に当たらないものに該当する場合であっても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本要領の目的に照らし、可能な限り公表に努めるものとする。

3 公表範囲

(1) 公表する訓令等のうち、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条各号に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、原則として全文を公表するものとする。ただし、訓令等を主管する課の長（以下「主管課長」という。）が件名及び概要による公表が適当とした場合は除く。

(2) 公表する訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、当該訓令等の件名及び概要を公表するものとする。ただし、当該訓令等の件名に不開示情報が含まれるもの及び不開示情報を明らかにしないで概要を作成することができないものは除く。

(3) 主管課長は、訓令等を改正した場合は、改正後の訓令等の公表範囲について改めて見直すものとする。

4 公表協議

(1) 訓令等を公表しようとする主管課長は、総務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）と訓令、例規通達及び一般通達公表検討表（別記様式第1号。以下「公表検討表」という。）により、公表範囲について協議するものとする。

(2) 主管課長及び広報県民課長は、公表検討表を当該訓令等の効力が存続する期間保存しておくものとする。

5 公表方法

(1) 訓令等の公表は、千葉県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）へ掲載して行うものとする。

(2) ホームページへの掲載は、千葉県警察ホームページ運用要領の制定について（平成11年例規（広）第28号）に基づき行うものとする。

6 公表時期

訓令等は、施行後速やかに公表するものとする。ただし、施行後速やかに公表することが妥当でない事情がある場合は、この限りでない。

7 公表期間

原則として当該訓令等の効力が存続する期間とする。

8 公表目録

広報県民課長は、訓令、例規通達及び一般通達の公表目録（別記様式第2号）を備え付け、訓令等の公表状況を明らかにしておくものとする。

9 公表削除

主管課長は、公表した訓令等の公表期間を把握し、公表期間の経過したものについて、速やかにホームページから削除するものとする。

10 その他

本要領の施行前に施行された訓令等については、本要領に基づき順次公表検討表による再協議を行うものとする。

※ 別記様式は省略